|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | | **３** | | **物　件　明　細** | | | | | | |
| 所 在 地  （住居表示） | | | | 高槻市唐崎中三丁目2028番14  （高槻市唐崎中三丁目３番11） | | | | | | |
| 交通機関 | | | | 阪急京都線　茨木市駅　東　約4.0㎞（道路距離）  京阪バス　唐崎バス停　南東　約210ｍ（道路距離） | | | | | | |
| 最低売却価格 | | | | １，０７０，０００円 | | | | | | |
| 面　　　積 | | | | 登記：75.04㎡　　実測：75.04㎡ | | | 登記地目 | | 宅地 | |
| 接面道路の  状　　　況 | | | | 西側：里道・幅員約2.3～2.7ｍ・舗装有・高低差有 | | | | | | |
| 法令等に基づく制限 | | 都市計画法 | | 区域区分 | | 市街化調整区域 | | | | |
| 用途地域 | | － | | | | |
| 地域地区 | | － | | | | |
| 建ぺい率 | | － | | 容積率 | － | |
| その他の  法令等 | | 宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等工事規制区域）  屋外広告物法（非自家用広告物一部禁止区域） | | | | | | |
| 私道の負担等に  関する事項 | | | | 負担の有無 | | 無 | | | | |
| 負担の内容 | | ― | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | 区　分 | | 配管等の状況 | | | 照会先及び電話番号 | | | |
| 公営水道 | | 前面　有 | | | 高槻市水道部給水収納課給水チーム  072－674－7945 | | | |
| 電　　　気 | | 前面　有 | | | 関西電力送配電㈱　コンタクトセンター  0800-777-3081 | | | |
| 都市ガス | | 前面　無 | | | 大阪ガスネットワーク㈱　導管情報センター  06-6202-2141 | | | |
| 公共下水道 | | 前面　無 | | | 高槻市都市創造部下水河川企画課  072-674-7432 | | | |
| 工　作　物 | | | | B型バリケードフェンス、住宅基礎の一部 | | | | | | |
| 【特記事項】  １　現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。  ２　本地を含む堤敷は、廃川後の土地を本府が表示、保存登記を行い、その後、売り払い等のため分筆登記を行ったもので、本地と隣接地との境界協議書等はありません。境界協議等が必要な場合は落札者において協議して下さい。  ３　本地は市街化調整区域のため、開発行為及び建物建築等の際は制限がありますのでご注意ください。  　（お問い合わせ先：高槻市都市創造部審査指導課　電話072-674-7567）  ４　本地は令和６年８月30日まで住宅敷地として賃貸借していました。なお、建物については令和６年８月30日に撤去しましたが、接面道路に影響を与えるおそれがあることから、建物の基礎を一部存置しています。この建物の撤去工事の写真が大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  　（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9181）  ５　本地は接面道路より最大で約２ｍの高低差があります。  ６　東側隣接地のブロック塀の一部が本地内へ越境しています。この取扱いについては、落札者において隣接者と協議してください。  ７　供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。  ８　売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他の契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第２条第１項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。 | | | | | | | | | | |